

～ 松 代 の 初 雪 ～

第4回定例町議会終る

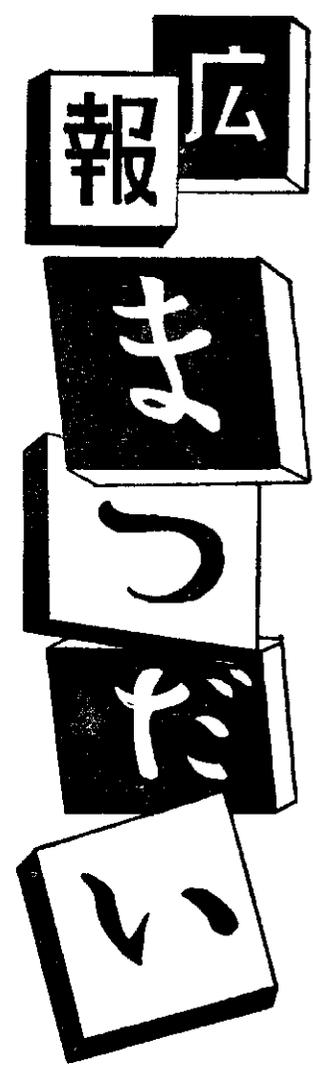
＝ 昭和41年度補正予算など ＝

去る十二月十六、十七日の両日にわたり、第四回定例町議会が松代町議会場において開催、四十年一度の一般会計補正予算などの問題が取上げられ、真剣に審議が重ねられました。

尚議決をみたものは次の通りです。

議第一号 松代町税条例の一部を改正する条例の制定について、これは本年三月三十一日法律第四十号をもって地方税の一部が改正されたが、そのうち一部が四十二年一月一日より適用になるため町税条例を一部改正するものです。

議第二号 昭和四十一年度松代町一般会計補正予算
これは次のように定められました。
(裏面へ続く)



第1表 才 入 才 出 予 算 補 正

<歳 入>

(単位：円)

<歳 出>

款	項	補正前の額	補正額	計
2.地方交付税		103,226	5,372	108,598
	1.地方交付税	103,226	5,372	108,598
3.分担金及負担金		5,951	452	6,367
	1.負担金	5,951	452	6,367
5.国庫支出金		11,225	168	11,393
	1.国庫負担金	6,000	119	6,119
	2.国庫補助金	4,508	49	4,557
6.県支出金		7,807	363	8,170
	2.県補助金	6,328	340	6,668
	3.委託金	1,354	23	1,377
8.寄附金		6,742	△ 70	6,672
	1.寄附金	6,742	△ 70	6,672
9.繰越金		15,025	6,277	21,302
	1.繰越金	15,025	6,277	21,302
10.諸収入		1,538	250	1,788
	3.雑収入	1,177	250	1,427
12.町債		42,600	△ 300	42,300
	1.町債	42,600	△ 300	42,300
歳入合計		250,126	12,512	262,638

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		94,376	11,223	105,599
	1.総務管理費	82,234	11,034	93,268
	2.徴税費	1,231	—	6,231
	4.選挙費	6,653	166	1,819
	5.統計調査費	1,405	23	1,428
3.民生費		8,831	—	8,831
	2.児童福祉費	4,606	—	4,606
5.労働費		4,835	90	4,925
	1.失業対策費	3,131	90	3,221
6.農林業費		26,408	222	26,630
	1.農業費	17,686	594	18,280
	2.林業費	8,722	△ 372	8,350
8.土木費		35,455	521	35,976
	1.土木管理費	9,407	490	9,897
	2.道路橋梁費	25,331	31	25,362
10.教育費		46,952	456	47,408
	2.小学校費	28,154	248	28,402
	3.中学校費	9,520	186	9,706
	4.社会教育費	3,205	22	3,227
歳出合計		250,126	12,512	262,638

(1)

昭和41年12月25日発行
第115号
東頸城郡松代町公民館
館長 富沢清次
電話 松代 6番
印刷 松代印刷所

国民年金は生活水準に 応じて改正される

国民年金は、その時の物価や生活水準に応じて金額が改正されます。年金額は加入した時四万二千円だったものが、そのまま四十年先へいって貰う時も四万二千円ということはありません。その証拠には昭和三十六年発給当時四万二千円だった年金額が、五年後の今日はずでに二倍以上の九万六千円に改正されました。これは五年間に物価が二倍に上がったということではなく、国の社会保障制度が年々拡充されて良くなったその上に物価や生活水準の上昇を、見込んで改正された結果です。

現在の九万六千円は、お米十六俵分ですが、四十年後にはお米八俵分位に価値が下がるかも知れません。しかし、その心配はご無用です。さき程も述べましたようにその時の物価や生活水準に応じて

国民年金大巾改正

△こんなによくなくなった国民年金▽

額が改正されますから、四十年後にお米十六俵が三十万円するとすれば、年金額もそれと見合った額すなわち三十万円に改正されたものが貰えるということになります。それが社会福祉は、年々増進しており国民年金も段々良くなって来ております。

掛けた金が将来二足三文になるようなことはあり得ません。それどころか、皆さんが納めた保険料に政府がその半分を足して積み立てておきますので、将来は掛けた金の何十倍ものお金が貰えることになります。

年金額が二倍〜三倍 近くに増額（拠出関係）

◎老令年金

夫婦で年十九万二千円の年金が受けられるようになりました。二十才から六十才までの四十年間保険料を納めた人は、

年額四万二千円(月額三五〇〇円)が九万六千円(月額八〇〇〇円)に引き上げられました。法律が出来た時二十才を過ぎていた方々はその人の加入年数に応じて年金が支給されます。その計算は次ぎのとおりです。

(支給額を算出た月数×200円)÷3分
〔(免除期間の月数×200円)×3分
0.1〕＝年金額。

◎障害年金

障害年金で主な改正は次ぎの三点です。

(1)年金額の引き上げ

一級の障害に該当する者は
年額三万円(月額二五〇〇円)が
七万二千円(月額六〇〇〇円)に
引き上げられました。

二級の障害に該当する者は
年額二万四千円(月額二〇〇〇円)
が六万円(月額五〇〇〇円)に引き
上げられました。

(2)対象障害の範囲の拡大

今までは限られた障害だけが支給の対象となっていました。今度は外部疾患、内部疾患を問わず、すべての障害が、支給の対象となりました。

仕事は出来ないが家庭内でどうやら自分の用くらいは足せる。こんな程度の疾患が支給の対象になりました。しかしその判断はむずかしく、医師の診断によるしか方法はありませんから、心当りの方は医師の診断を受け



てみて下さい。診断書の用紙は役場にあります。

◎事後重症

今までは、初めて医者にかかったときから三年を経過しても治らない障害で、そのときの障害の程度が障害年金を受けられないくらいのものである場合は、そのあとで障害が重くなっても、障害年金は支給されないことになっていました。

しかし、こんどの改正で、障害が重くなり障害年金が受けられる程度になった場合は請求すれば、そのときから年金が支給されることに改善されました。

◎母子、準母子年金

年額一万九千二百円(月額一六〇〇円)が五万五千二百円(月額四六〇〇円)に引き上げられ、十八才未満の二人目以降の子、孫又は弟妹が一人増えるごとに年額四千八百円が加算されます。

◎遺児年金

年額一万二千円(月額一〇〇〇円)が三万円(月額二五〇〇円)に引き上げられました。

◎すでに受給中の人の年金額

現在すでに障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を貰っている人についても昭和四十二年一月分から、それぞれ引き上げられた年金額が支給されます。

◎保険料の額

老令年金や障害年金などの大巾な年金額の引き上げ等で、必然的に収入の方も確保しなければならなくなり、保険料の増額も当然の形として生れてきます。そこで保険料についても次のように改定されます。値上げの率は納める保険料よりも貰う年金額の方が多くなっております。

(改正前の保険料額)

二〇才〜三四才迄 一月一〇〇円
三五才〜五九才迄 一月一五〇円
(昭和四十二年一月分から)
二〇才〜三四才迄 一月二〇〇円
三五才〜五九才迄 一月二五〇円
(昭和四十四年一月分から)
二〇才〜三四才迄 一月二五〇円
三五才〜五九才迄 一月三〇〇円

